

リサイクル工房利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中空知衛生施設組合リサイクリーン内に設置するリサイクル工房（以下「工房」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 工房を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 構成市町（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町）に居住している者
- (2) 構成市町を主な拠点とするリサイクル活動等に関わる団体等
- (3) その他組合長が特に必要と認めた者

(利用の範囲)

第3条 工房は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 個人又は団体が自主的に行なう各種リサイクル活動
- (2) 環境教育の一環として行なう各種学習活動
- (3) その他組合長が適当と認めた場合

(利用の申請)

第4条 工房を利用しようとする者は、利用しようとする日の2週間前までに、リサイクル工房利用申込書（様式第1号）により組合長に申請し、その許可を得なければならない。また、申請内容に変更が生じた場合にあつては、速やかにこれを組合長に報告し承認を得なければならない。

(許可の取り消し)

第5条 組合長は、前項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 工房又は付属設備等を破損する恐れがあるとき
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
- (3) 許可を受けた目的以外に工房を利用したとき
- (4) その他施設の管理上支障があるとき

(休業日)

第6条 工房の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月26日から翌年の1月10日までの日

2 前項の規定に関わらず、組合長は、必要があると認めるときは臨時に休業日を定め、又は休業日に利用させることができる。

(利用時間)

第7条 工房の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、組合長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第8条 組合長は、工房の利用者の遵守事項を定め、施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し必要な指示をすることができる。

2 組合長は、利用者が前項の規定による指示に従わないときは、工房の利用を拒否することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、自らの責に帰すべき事由により施設又はその付属設備等に損害を与えたときは、速やかにこれを原状に復し、又は組合長が必要と認める額を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、工房の利用に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年 7月 1日から施行する。